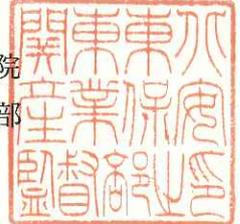


平成 22・02・03 関東産保第 12 号

平成 22 年 2 月 16 日

自家用電気工作物設置者各位

経済産業省原子力安全・保安院
関東東北産業保安監督部



保安規程に基づく適正な点検の実施等について（お願い）

日頃から、自家用電気工作物の安全な運用についてご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

自家用電気工作物設置者には、電気事業法により、①技術基準の適合維持、②保安規程の作成・届出・遵守、③主任技術者の選任・届出 の3つの義務があります。

このうち、保安規程は自家用電気工作物の保安を確保するために、事業場における保安体制、保安教育、点検内容・頻度、記録の保存等設置者が守るべきことをまとめたものです。

近年、保安規程に基づく点検を実施していない事例、点検頻度を守っていない事例が複数確認されています。さらには、点検未実施に起因すると思われる波及事故の発生が報告されています。波及事故は、事故点となった需要家のみならず、その配電線に接続されている住宅、ビル、工場、病院、交通信号等を含む広い範囲を停電させ、社会に対して多大な被害を与えます。

設置者の皆様におかれましては、自家用電気工作物の保安を確保するために、保安規程に基づく適正な点検の実施と保安規程の遵守をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ

経済産業省 原子力安全・保安院

関東東北産業保安監督部 電力安全課

担当：施設検査係、安全推進係

電話：048 (600) 0385～0388

<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-kanto/>

○参考 電気事業法 該当条文一覧

電気事業法第39条第1項 (技術基準適合維持)

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

電気事業法第42条第1項 (保安規程の作成・届出)

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十条の二第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

電気事業法第42条第4項 (保安規程の遵守)

事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

電気事業法第43条第1項 (主任技術者の選任)

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

電気事業法第43条第3項 (主任技術者の届出)

事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき(前項の許可を受けて選任した場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(注) 電気事業法における「事業用電気工作物」の用語には、「自家用電気工作物」が含まれます。

○平成21年度に起きた電気事故報告(平成21年12月末時点)

当監督部管内(関東1都6県及び山梨県並びに静岡県の富士川以東)において発生した電気事故について、電気関係報告規則第3条の規定に基づき、自家用電気工作物の設置者から提出された電気事故報告によると、平成21年4月から12月までに波及事故は73件確認されています。

これを事故原因別に並べると、自然劣化によるものが18件、雷によるものが14件、保守不完全(主に年次点検未実施)によるものが10件となっています。

※関東東北産業保安監督部ホームページ 電気事故報告のページ

<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-kanto/denki/jikohokoku/20040426/jikoindex.html>